

## 審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	商店街振興組合の合併の認可（他の市域にまたがるものを除く。）		
根拠法令名	商店街振興組合法	第73条第3項	
基準法令名	商店街振興組合法	第73条第4項において準用する第36条第2項及び第3項の規定	
所 管 部 署	産業観光部 商工労働政策課 商業振興グループ		
標準処理期間	14日	法定処理期間	— 日
<p><b>【審査基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針および認可基準について 】</li> <li>・掲載図書等【 中小企業関係法令集1（新日本法規） 】</li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p><b>【根拠法令】</b></p> <p>第73条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 組合の合併については、第66条並びに第67条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p><b>【基準法令】</b></p> <p>第36条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。</p> <p>2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第六条及び第九条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。</p> <p>3 行政庁は、第1項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。